

文久四年二月十七日より文久四年二月十八日まで

P8311093 right

んとして輿夫足を留める数次(数回)あり、当所代官兩人尋問す、太左衛門清作同行来たり
函館着の仰の儀等件の申聞る見込みの趣、書取置を渡す○寄家郷、無
花無鳥景光疎為客晨昏情不舒雁信来時須寄□
十八日 丑 雪乍止午下小雨数飛 朝四十一度(摂氏5℃) 昼五十一度(摂氏10.5℃)

朝第六字時半過出立、例の両役出役、道路の残雪歩行を妨げるにより、これの雪踏人足
数十人を廻せし趣なれども輿夫屢々足をとられし輿にたえず長持□□両懸其分却て

(天椅立(天間館)) 荷物はソリを以て運輸せり、第九字時前午休所てん椅へ着、例の両役出役
同所並び小繫は金の村落をもなさず休所とすべき至当の人家無し、□建具繕□其外

百般の所、前後の村方より運輸する由に付、弁当の積り支配向きより兼々申談為□
処彼方

P8311093 left

家来達し方不行届、常の如く贈方いたす、尤家来は弁当手当の趣也、右代官休所へ尋問す
第九字時半過出立、右代官出役、当休所よりソリを用う至極便宜の器也、坪川橋

手前川渡役出役、本日の従者都て雪を踏て歩、尤雪堅く凍て棲に附す、初て雪国

の雪国たるを知る、雪解の泥濘よりは遙かに勝りたり、石文並長者窪にて野立両地なも
無人家也、第三時前野平地旅館へ着、代官兩人火の廻り役兩人、人馬差配役各所に出役

当所は老・成にさ・□村方也とぞ、旅亭は狭しといえども家作造築等相応也、代官檜山

藏之進、下田忠五郎、当所役□角廉□橙次郎来り面す、丹波丹後但馬三国出生のものは当地

にても是まで先きには猶更の事故、同国出生のもの相越ては暴風雨等有し趣、土人申侍り然る處
手人押儀但州出生につき如有り可致哉の・□申出に付土俗の妄説信ずるに足らず、断然連□るに

命す、領内付添役に足沢□七□野立才中村小十郎明日は領内出離れにて暇を告に来る面す、

本夕は、

(○内は細字双行(一行に小さい文字で二行書き)などの場合です。踏む

□印は解読未了の文字です。私の実力ではすぐ解読できません。

【判読不可】、■は、文章の一部に汚れ、虫食いにより文字が無い等です。